

参考資料 9

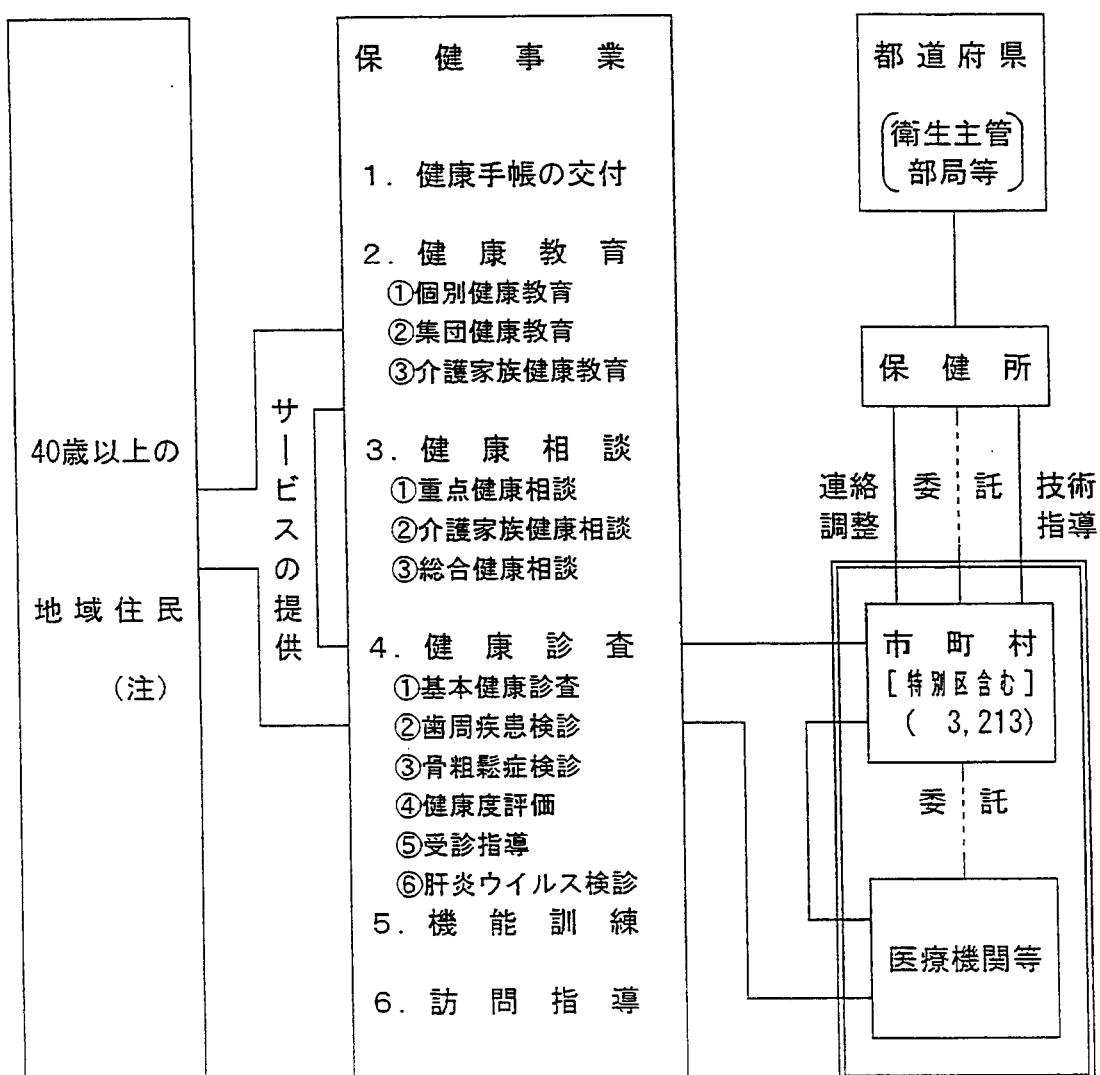
老人保健事業の概要

老人保健事業の概要

1 保健事業の実施体制

- ・医療等以外の保健事業は、下記の6事業からなり、市町村が、40歳以上の居住者を対象として行っている。
- ・壮年期からの健康づくりと、脳卒中、心臓病等の生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を図るとともに、高齢者が介護を要する状態に陥ることを予防し、その自立を促進・援助することなどを主眼としている。

[保健事業（医療等を除く）実施体制]



(注) 医療保険各法その他の法令に基づく事業のうち医療等以外の保健事業に相当する保健サービスを受けた場合又は受けることが出来る場合は、対象にならない。

2 老人保健事業一覧

種類 類別等	対象者	内 容	実施場所	
健 康 手 帰 の 交 付	・老人保健法の医療の受給資格がある者 ・健診検査の受診者、要介護者等で希望する者	○医療受給者証及び医療の記録並びに医療の記録の補足 ○健康教育・健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導の記録 ○生活習慣行動等の把握 ○生活習慣病の予防及び老後における健康の保持と適切な医療のための知識等については、市町村が創意工夫し作成		
健 康 教 育	・個別健康教育 ・集団健康教育 ・介護家族健康教育	・基本健康診査の結果「要指導」の者等 ・40歳以上の者 ・必要に応じ、その家族等 ・40歳以上の者のうち、家族の介護を担う者等	○個人の生活習慣を具体的に把握しながら、継続的に個別に健康教育を行う ・高血圧個別健康教育 ・高脂血症個別健康教育 ・糖尿病個別健康教育 ・喫煙者個別健康教育 ○健康教室、講演会等により、以下の健康教育を行う ・歯周疾患健康教育 ・骨粗鬆症（転倒予防）健康教育 ・病態別健康教育 ・薬健康教育 ・一般健康教育 ○介護を行う者に発生しやすい健康上の問題に関する一般的な知識や留意事項	市町村保健センター 医療機関等
健 康 本 身 言 災	・重点健康相談 ・総合健康相談 ・介護家族健康相談	・40歳以上の者 ・必要に応じ、その家族等	○幅広く相談できる窓口を開設し、以下の健康相談を行う ・高血圧健康相談・高脂血症健康相談・糖尿病健康相談・歯周疾患健康相談・骨粗鬆症健康相談・病態別健康相談 ○対象者の心身の健康に関する一般的事項に関する指導、助言 ○家族等の介護を行う者の心身の健康に関する指導、助言	市町村保健センター等
健 康 診 査	・基本健康診査 ・訪問基本健康診査 ・介護家族訪問健康診査 ・歯周疾患検診 ・骨粗鬆症検診 ・健康度評価 ・肝炎ウイルス検査 ・受診指導	・40歳以上の者 ・40歳以上の寝たきり者等 ・40歳以上で家族等の介護を担う者 ・40, 50, 60, 70歳の者 ・40歳及び50歳の女性 ・40歳以上の者 節目検診（5歳刻み） 「40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳で老人保健法に基づく基本健康診査の受診者」 節目外検診 「上記節目検診以外の対象者のうち、過去に肝機能異常を指摘されたことのある者、広範な外科的処置受けたことのある者又は妊娠・分娩時に多量に出血したことのある者であって定期的に肝機能検査を受けていない者、及び、基本健康診査においてALT(GPT)値により要指導とされた者」 ・基本健康診査の結果「要医療」等と判定された者	○必須項目 ・問診・身体計測（身長、体重等）・理学的検査（視診、打診等）、腹部触診等）、血圧測定、尿尿（糖、蛋白、潜血）、循環器検査（血液化学検査）（血清総コレステロール、HDL-コレステロール、中性脂肪）、肝機能検査（血清GOT、GPT、γ-GTP）、腎機能検査（血清クレアチニン）、血糖検査 ○選択項目【医師の判断に基づき実施】・心電図検査、眼底検査・貧血検査（赤血球数、ヘモグロビン値、ヘマトクリット値）、ヘモグロビンA _{1c} 検査 ○基本健康診査の検査項目に準ずる ○基本健康診査の検査項目に準ずる ○検診項目・問診 ・歯周組織検査 ○検診項目・問診 ・骨量測定 ○生活習慣行動質問票及び社会、生活環境等訪問表の配布 ○質問票の回答結果及び基本健康診査の結果等並びに問診等の方による食生活、運動、休養等に関する個人の生活習慣を把握、評価し、当該対象者にふさわしい保健サービスを提供するための計画を策定 ○個人に即した具体的な生活習慣改善方法の提示 ○C型肝炎ウイルス検査 ・HCV抗体検査 ・HCV抗原検査（必要な者のみ） ・HCV核酸増幅検査（必要な者のみ） ○HBs抗原検査（必要な者のみ） (注) 節目検診については基本健康診査とあわせて実施 ○医療機関への受診指導	市町村保健センター 保健所 検診車 医療機関等
行 動	・A型（基本型） ・40歳以上の者で・疾病、外傷 その他の原因による身体又は精神機能の障害又は低下に対する訓練を行なう必要がある者 ・B型（地域参加型） ・虚弱老人（寝たきり判定基準のランクJに相当する者）		○市町村保健センター等適当と認められる施設で実施 ・転倒予防、失禁予防、体力増進等を目的とした体操 ・習字、絵画、陶芸、皮細工等の手芸 ・レクリエーション及びスポーツ、交流会・懇談会等 ○集会場、公民館等の身近な施設や公園等の屋外で実施 ・スポーツや絵画・工芸等の創作を主体とした活動 ・交流会、懇談会及び地域の諸行事への参加等を主体とした活動	市町村保健センター 老人福祉センター 特別養護老人ホーム 介護老人保健施設等 公民館、集会場、体育館、公園等の地域住民の身近な場所
行 動	・40歳以上の者であって、その心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められる者		○家庭における療養方法等に関する指導 ○介護をする状態になることの予防に関する指導 ○家庭における機能訓練方法、住宅改造、福祉用具の使用に関する指導 ○家族介護を担う者の健康管理に関する指導 ○生活習慣病の予防に関する指導 ○関係諸制度の活用方法等に関する指導 ○痴呆に対する正しい知識等に関する指導	対象者の居宅

*介護家族健康教育・介護家族健康相談・機能訓練B型については、平成13年度から費用負担を介護予防・生活支援事業で対応

3 老人保健事業第4次計画

	11年度(第3次計画最終年度)	12年度(初年度)	16年度(目標年度)
・健康手帳の交付	医療対象者全員と健康診査の受診者等で希望する者に交付	医療対象者全員と健康診査の受診者等及び介護保険の要介護者等で希望する者又は市町村が必要と認める者に交付	同左
・健康教育	人口1万～3万人の市町村でおおむね ・一般健康教育 年 31回 ・重点健康教育 年 21回	新たに個別健康教育、裏に関する集団健康教育、介護家族健康教育を実施する。 1 個別健康教育 ・高血圧 ・高脂血症 ・糖尿病 ・喫煙 ・喫煙 実施体制の整った市町村から段階的にその導入を図る。 市町村実施率 20% 2 集団健康教育 ・脳梗塞 ・骨粗鬆症(転倒予防) ・病態別 ・一般 人口1万から3万人の市町村でおおむね 年 43回 3 介護家族健康教育 人口1万から3万人の市町村でおおむね 年 2回	1 個別健康教育 市町村実施率 100% 2 集団健康教育 平成12年度の事業量を基本として、その維持又は増加を図る。 3 介護家族健康教育 平成12年度の事業量を基本として、その維持又は増加を図る。
・健康相談	人口1万～3万人の市町村でおおむね ・一般健康相談 月 11回 ・重点健康相談 年 26回	新たに重点健康相談として高血圧、高脂血症、骨粗鬆症に関する健康相談、介護家族健康相談を実施する。 人口1万から3万人の市町村でおおむね 1 重点健康相談 ・高血圧 ・高脂血症 ・糖尿病 ・脳梗塞 ・骨粗鬆症 ・病態別 年 32回 2 介護家族健康相談 年 2回 3 総合健康相談 年 132回	1 重点健康相談 平成12年度の事業量を基本として、その維持又は増加を図る。 2 介護家族健康相談 平成12年度の事業量を基本として、その維持又は増加を図る。 3 総合健康相談 平成12年度の事業量を基本として、その維持又は増加を図る。
・健康診査	基本健康診査 受診率 50%	新たに健康度評価事業を実施する。 ・基本健康診査 受診率 50% ・健康度評価事業 地域の実情に応じ適宜その事業量の確保を図る。	・基本健康診査 受診率 50% ・健康度評価事業 同左
・機能訓練	9,755か所	A型 6,500か所 B型 3,905か所	地域の実情に応じ、機能訓練の実施に必要なか所数の確保を図る。
・訪問指導	寝たきり者 ・年 6～12回 ・栄養及び口腔衛生指導が必要な者について、さらには年に1回実施 約55万人 要注意者 ・年 1～6回 約20万人 生活習慣改善指導対象者 ・年 1回 約64万人 痴呆性老人(精神症状を呈する者又は行動異常がある者を除く。) ・年 1～3回 約9万人	検診の要指導者等、介護予防の観点から支援が必要な者及び介護に携わる家族のそれぞれについて、地域の実情に応じて必要な訪問回数を実施する。	同左
・関連事業	今後の保健事業への導入を検討するため、歯科検診の有効性に関するデータを収集するための歯周疾患モデル事業を実施する。		
(人的資源の充実等)			
・保健師	市町村及び保健所に配置を進めるほか、退職保健師(雇用)の活用を図る。 約18,800人	市町村及び保健所に配置を進めるほか、退職保健師(雇用)の活用を図る。	同左
・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・臨床検査士・作業療法士・看護師・看護助産士	地域の関係機関等の協力を得て確保する。	地域の関係機関等の協力を得て確保する。	同左
・施設及び設備の整備	保健事業の実施に必要な検診機器等の設備及び市町村保健センターを地域の実情に応じ整備する。 ・市町村保健センター 約1,900か所	保健事業の実施に必要な検診機器等の設備及び市町村保健センターを地域の実情に応じ整備する。	同左

* 基本健康診査の受診率の目標については、国全体としては50%とするが、各市町村の現在の受診率との他の地域の特性を踏まえ、市町村ごとの目標を設定する。

4 老人保健事業の変遷

昭和 57 年度
第 1 次計画

事業内容

- ・ 健康手帳の交付
- ・ 健康教育
- ・ 健康相談
- ・ 健康診査
 - 一般診査（問診・身体測定・理学的検査・血圧測定・検尿）
 - 精密診査（心電図・眼底検査・貧血検査・血糖検査）
 - がん検診（胃・子宮）
- ・ 機能訓練
- ・ 訪問指導（寝たきり者・要注意者）
 - * 昭和61年度より、一般診査に総コレステロール・肝機能検査を追加

昭和 62 年度
第 2 次計画

- 重点健康教育の導入（肺がん予防・乳がん予防・寝たきり予防・歯）
- 重点健康相談の導入（病態別・歯・老人）
- 基本健康診査の導入（一般診査（必須）と精密診査（選択）を同時に実施）
- がん検診の項目追加（子宮体部・肺・乳）
 - * 平成 2 年度より：重点教育に骨粗しょう症予防、病態別が追加
 - 健康診査に生活習慣改善指導事業を導入

平成 4 年度
第 3 次計画

公衆衛生審議会老人保健部会に設置された小委員会において検討

重点健康教育の項目追加（大腸がん予防・糖尿病予防）

重点健康相談の項目追加（糖尿病）

基本健診の項目追加（HDL-コレステロール・中性脂肪・γ-GTP・クレアチニン）

総合健康診査の導入

がん検診の項目追加（大腸）

訪問指導の対象拡大（生活習慣改善指導対象者・痴呆性老人）

平成 7 年度
第 3 次計画
中間見直し

老人保健福祉審議会保健サービス部会に設置された専門委員会において検討

平成 10 年度

基本健康診査の項目追加（血糖検査・ヘモグロビンA1c）

総合健康診査の項目追加（骨粗しょう症・歯周疾患）

機能訓練の B 型（地域参加型）の創設

平成 12 年度
第 4 次計画

医療保険福祉審議会老人保健福祉部会に設置された専門委員会において検討

健康手帳の様式変更

健康教育の組み替え

- ・ 個別健康教育（高血圧・高脂血症・糖尿病・喫煙者）
- ・ 集団健康教育（歯周疾患・骨粗しょう症（転倒予防）・病態別・薬・一般）
- ・ 介護家族健康教育

健康相談の組み替え

- ・ 重点健康相談（高血圧・高脂血症・歯周疾患・骨粗しょう症）

・ 総合健康相談

・ 介護家族健康相談

健康診査の組み替え

- ・ 基本健康診査（基本健康診査・訪問基本健康診査・介護家族訪問基本健康診査）

・ 歯周疾患検診

・ 骨粗しょう症検診

・ 健康度評価

・ 受診指導

機能訓練 A 型（基本型）の対象者見直し（介護保険との調整）

B 型（地域参加型）の重点化

訪問指導の内容見直し（介護保険との調整）

第 4 次 計 画 は 平 成 1 6 年 度 で 終 了

5 老人保健法に基づく肝炎ウイルス検診について

平成14年度から老人保健法に基づく肝炎ウイルス検診を実施。

【医療等以外の保健事業の実施の基準の一部改正（厚生労働省告示第168号）
及び肝炎ウイルス検診等実施要領による】

肝炎ウイルス検診の概要

1. 目的

C型肝炎等緊急総合対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関に受診することにより、肝炎による健康障害を回避し、症状を軽減し、進行を遅延させることを目的。

2. 対象者

(節目検診)

当該市町村の区域内に居住地を有する保健事業の健康診査の対象者のうち、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の者。

(節目外検診)

上記以外の保健事業の健康診査の対象者のうち、

- ① 過去に肝機能異常を指摘されたことのある者
- ② 広範な外科的処置を受けたことのある者又は妊娠・分娩時に多量に出血したことのある者であって定期的に肝機能検査を受けていない者
- ③ 基本健康診査においてALT(GPT)値により要指導とされた者

健康手帳の交付

1. 事業の概要

(1) 目的

健康手帳は健康診査の記録、その他老後における健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資することを目的とする。

(2) 実施主体 市町村（特別区を含む）

(3) 対象者

当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者で次に掲げるもの

ア 老人保健法に基づく医療を受けることができる者全員。

イ (1)に定める者のほか、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練又は訪問指導を受けた者並びに介護保険法における要介護者及び要支援者の中、希望する者又は市町村が必要と認める者。

(4) 実施方法

医療対象者については原則として本人の届出により、それ以外の者については、健康診査等の実施の機会等対象者にとって便宜な方法により交付する。

健 康 教 育

1. 事業の概要

(1) 目 的

健康教育は、生活習慣病の予防及び介護を要する状態となることの予防、その他の健康に関する事項について、正しい知識の普及を図るとともに、適切な指導や支援を行うことにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持・増進に資することを目的とする。

(2) 実施主体 市町村（特別区を含む）

(3) 対象者

当該市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者を対象とする。ただし、健康教育の内容や対象者の状況によっては、対象者に代わってその家族等を対象としてもよいものとする。

(4) 健康教育の種類

- ア 個別健康教育
- イ 集団健康教育
- ウ 介護家族健康教育

(5) 個別健康教育

ア 個別健康教育

(ア) 目的

疾病の特性や個人の生活習慣等を具体的に把握しながら、継続的に健康教育を行うことにより、生活習慣行動の改善を支援し、生活習慣病の予防に資することを目的とする。

(イ) 個別健康教育の種類

- a 高血圧個別健康教育
- b 高脂血症個別健康教育
- c 糖尿病個別健康教育
- d 喫煙者個別健康教育

(ウ) 実施内容

- a 高血圧、高脂血症及び糖尿病個別健康教育

期間は6か月間を原則とし、以下の手順に沿って実施することを標準とする。

(a) 食生活運動調査

質問票やフードモデル等を用いて、対象者の食生活、運動習慣その他の生活習慣の状況について、個人面接により聴取する。

(b) 検査

食生活運動調査の実施後、4回程度実施する。

検査項目は、高血圧個別健康教育においては血圧測定及び尿検査とし、高脂血症個別健康教育においては血液化学検査とし、糖尿病個別健康教育においては血糖検査及びヘモグロビンA_{1c}検査とする。

(c) 面接による保健指導

(a) 及び (b) の結果を踏まえて、前回面接時に設定した生活習慣改善目標の達成度の確認、健康教育教材等を用いた説明、対象者の特性や実施意欲を踏まえた生活習慣改善目標の設定等について、個人面接により実施する。

b 噸煙者個別健康教育

期間は3か月間を原則とし、以下の手順に沿って実施することを標準とする。

(a) 初回指導

質問票を用いて、対象者の喌煙状況等を把握するとともに、検査を実施する。

(b) 禁煙の実行に関する指導

初回指導の後、禁煙の準備や実行等に関して必要な指導を実施する。指導は、禁煙開始の前後及び禁煙開始後おおむね1ヵ月後とに実施するものとし、個人面接または電話若しくはこれに順ずる方法により行う。

(工) 実施方法

食生活運動調査及び各種指導については、医師、保健師、管理栄養士等が市町村保健センター、医療機関、健康増進センター等においてが実施する。

(5) 集団健康教育

ア 集団健康教育の種類

(ア) 歯周疾患健康教育

(イ) 骨粗鬆症（転倒予防）健康教育

(ウ) 病態別健康教育

(エ) 薬健康教育

(オ) 一般健康教育

なお、市町村において、地域の実情その他保健事業の実施状況等を勘案し、上記に掲げるもののうちから重点課題を選定して実施することができる。

イ 実施方法

健康教育の内容に関して、知識経験を有する医師、歯科医師、薬剤師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等を講師として、市町村保健センター、健康増進センター、公民館等において実施する。

実施に当たっては、他の保健事業との同時実施、特別の教材の使用等方法を工夫して、保健学級、健康教室、講演会、学習会等を開催するとともに、必要に応じ有線放送等を活用する。

ウ 実施内容

(ア) 歯周疾患健康教育

歯科疾患の予防及び治療、日常生活における歯口清掃、義歯の機能及びその管理等の正しい理解について

(イ) 骨粗鬆症（転倒予防）健康教育

骨粗鬆症及び転倒予防に関する正しい知識、生活上の留意点について

(ウ) 病態別健康教育

肥満、高血圧、心臓病等と個人の生活習慣との関係及び健康的な生活習慣の形成について

(エ) 薬健康教育

薬の保管、適正な服用方法等に関する一般的な留意事項、薬の作用・服作用の発現に関する一般的な知識について

(才) 一般健康教育

生活習慣病の予防のための日常生活上の心得、健康増進の方法、食生活のあり方その他健康に関する必要な事項について

(6) 介護家族健康教育（費用負担：13年度から介護予防・生活支援事業で対応）

ア 目的

介護を行う者の健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、介護者の健康の保持・増進を図ることを目的とする。

イ 実施内容

介護を行う者に発生しやすい健康上の問題に関する一般的な知識や留意事項等についての内容とする。